



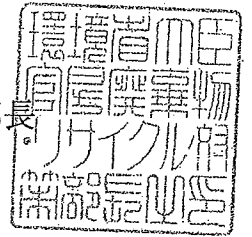
環廃対発第050411002号

平成17年4月11日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長



循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱について

循環型社会形成推進交付金交付要綱については、平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知により指示されたところであるが、今般、その取扱について別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」により行うこととしたので、通知する。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) (1)の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めることに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

- (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下

「完了予定期日」という。)を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第1項の交付金交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が交付対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容の変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第5 |

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費(以下「交付対象事業費」という。)の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第I欄及び第II欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、交付申請書様式第1及び様式第3で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難しい特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出するこ

と。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

(1) 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消を申請しようとするときは、「交付金交付決定取消申請書」を第1項の交付決定の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

(2) 交付決定取消申請書の様式は、様式第7とする。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(2) 交付の対象となる事業の範囲

ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備か

ら成る一体的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。(以下同じ。)

(ア) ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、リサイクルセンター、廃棄物原材料化施設、熱回収施設、灰溶融施設、併せ産廃モデル施設、高効率原燃料回収施設、焼却施設

(イ) 最終処分場及び不適正最終処分場再生事業

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増加させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する(3)のイに定める事業であること。

エ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業のみの場合は除く。)

ア. 新設及び増設に係る事業

新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、容器包装リサイクル推進施設、ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設(高効率原燃料回収施設を除く。)、リサイクルセンター、廃棄物原材料化施設、ごみ固形燃料化施設、ストックヤード、熱回収施設(発電効率又は熱回収率10%以上の施設に

限る。都道府県が設置するごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）、「灰溶解施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）、不適正最終処分場再生事業、廃棄物運搬中継・中間処理施設、併せ産廃モデル施設、汚泥再生処理センター、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、高効率原燃料回収施設、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。）、施設整備に関する計画支援事業であって、その範囲は次のとおりであること。

ただし、焼却施設（熱回収を行わない施設）及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第2項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

また、熱回収施設においては、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限り、高効率原燃料回収施設においては、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上以上の施設に限る。

なお、熱回収施設のうちごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

（ア）容器包装リサイクル推進施設

i. 容器包装リサイクルに必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 分別収集回収拠点の整備
- ② 小規模ストックヤードの整備
- ③ 簡易プレス機の整備
- ④ 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑤ その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備

（イ）ごみ高速堆肥化施設

i. ごみ高速堆肥化施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 醗酵設備、その他堆肥化に必要な設備
- ③ 排ガス処理設備
- ④ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑤ 搬出設備
- ⑥ 排水処理設備
- ⑦ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑧ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

- ⑨ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ① 管理棟
 - ② 構内道路
 - ③ 構内排水設備
 - ④ 搬入車輛に係る洗車設備
 - ⑤ 構内照明設備
 - ⑥ 門、囲障
 - ⑦ 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ⑧ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. ごみ高速堆肥化施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、①から⑨までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びに ii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びに ii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(ウ) ごみ飼料化施設

- i. ごみ飼料化施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 醗酵設備・乾燥設備、その他飼料化に必要な設備
 - ③ 排ガス処理設備
 - ④ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑤ 搬出設備
 - ⑥ 排水処理設備
 - ⑦ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑧ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑨ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑩ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、(イ)の ii に準ずるものであること。
- iii. ごみ飼料化施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、①から⑨までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びに ii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びに ii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(エ) ごみメタン化施設

- i. ごみメタン化施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② メタン醗酵設備・乾燥設備、その他ごみのメタン化に必要な設備
 - ③ 排ガス処理設備
 - ④ メタンガス等利用設備（余熱利用設備を含む。）
 - ⑤ 残渣物等処理設備
 - ⑥ 排水処理設備
 - ⑦ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑧ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑨ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑩ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、（イ）の ii に準ずるものであること。
- iii. ごみメタン化施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、①から⑨までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びに ii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びに ii. ⑨の植樹及び芝張であること。

（オ）リサイクルセンター

- i. リサイクルセンターに直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 併用設備
 - ⑤ 不燃物処理・資源化設備
 - ⑥ 可燃物処理・資源化設備
 - ⑦ 中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑧ 再生利用に必要な保管、展示、交換のための設備
 - ⑨ 搬出設備
 - ⑩ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑪ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑫ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、（イ）の ii に準ずるものであること。

（カ）廃棄物原材料化施設

- i. 廃棄物原材料化施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② 破碎設備
 - ③ 選別設備
 - ④ 脱塩素化設備、水洗設備、その他ごみの原材料化に必要な設備

- ⑤ 成形設備
- ⑥ 残渣処理設備
- ⑦ 搬出設備
- ⑧ 排水処理設備
- ⑨ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、(イ) の ii に準ずるものであること。

(キ) ごみ固形燃料化施設

i. ごみ固形燃料化施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬出・退出路を除く。）
- ② 破碎設備
- ③ 選別設備
- ④ 乾燥設備
- ⑤ 固形化設備
- ⑥ 搬出設備
- ⑦ 排水処理設備
- ⑧ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑨ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、(イ) の ii に準ずるものであること。

(ク) スtockヤード

i. スtockヤードに直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・搬出設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 簡易な圧縮設備
- ③ 再生利用に必要な保管のための設備
- ④ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑤ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑥ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、(イ) の ii に準ずるものであること。

(ケ) 熱回収施設

i. 熱回収施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 燃焼設備・乾燥設備・焼却残渣熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備

- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧搬出設備
- ⑨排水処理設備
- ⑩不燃物処理・資源化設備
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、(イ) の ii に準ずるものであること。

iii. 熱回収施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①から⑬までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びに ii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びに ii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(コ) 灰溶融施設

i. 灰溶融施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②灰溶融設備、その他焼却残渣溶融に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦スラグ・メタル冷却、加工設備（溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑧搬出設備
- ⑨排水処理設備
- ⑩不燃物処理・資源化設備
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、(イ) の ii に準ずるものであること。

iii. 灰溶融施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①から⑬までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びに ii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びに ii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(サ) 最終処分場

i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理・計量設備
- ② 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③ 止水壁その他止水に必要な設備
- ④ 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥ 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入路、積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ② 埋立処分に直接必要な設備及び前号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①の搬入路であること。

(シ) 不適正最終処分場再生事業

i. 不適正最終処分場再生事業に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理・計量設備
- ② 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③ 止水壁その他止水に必要な設備
- ④ 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥ 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入路、積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

②埋立処分に直接必要な設備及び前号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 不適正最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i.

⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①の搬入路であること。

(ス) 廃棄物運搬中継・中間処理施設

i. 廃棄物運搬中継及び中間処理に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②破碎設備

③圧縮設備

④併用設備

⑤再生設備

⑥搬出設備

⑦換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑧前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑨前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. iの設備を補完する設備の範囲は、(イ)のiiに準ずるものであること。

(セ) 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）

i. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②燃焼設備・乾燥設備・焼却残渣熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

③燃焼ガス冷却設備

④排ガス処理設備

⑤余熱利用設備

⑥通風設備

⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑧搬出設備

⑨排水処理設備

⑩不燃物処理・資源化設備

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. iの設備を補完する設備の範囲は、(イ)のiiに準ずるものであること。

iii. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①から⑬までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びにii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(ソ) 併せ産廃モデル施設（最終処分場）

i. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. iの設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入路、積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②埋立処分に直接必要な設備及び前号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①の搬入路であること。

(タ) 汚泥再生処理センター

i. し尿等の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留設備
- ②前処理設備
- ③嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ④活性汚泥法処理設備
- ⑤消毒設備
- ⑥資源化設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑦残渣処理設備
- ⑧搬出設備

- ⑨ 脱臭設備
- ⑩ 換気、除じん等に必要な設備
- ⑪ 希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑫ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬ 前各号の設備の設置に必要な基礎、杭

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入車輛に係る洗車設備
- ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

(チ) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設

i. し尿等の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・貯留設備
- ② 前処理設備
- ③ 膜分離高負荷脱窒素処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ④ 消毒設備
- ⑤ 汚泥処理設備
- ⑥ 搬出設備
- ⑦ 脱臭設備
- ⑧ 換気、除じん等に必要な設備
- ⑨ 希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な基礎、杭

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 搬入車輛に係る洗車設備
- ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

(ツ) コミュニティ・プラント

i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ② 散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③ 消毒設備
- ④ 汚泥処理設備
- ⑤ 脱臭設備
- ⑥ 換気、除じん等に必要な設備
- ⑦ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

- ⑧ 幹線管渠（内径150mm以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マンホール等の設備
 - ⑨ 管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 - ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. iの設備を補完する設備の範囲は、(イ)のiiに準ずるものであること。

(テ) 高効率原燃料回収施設

- i. 高効率原燃料回収施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ② メタン醗酵設備・乾燥設備、その他ごみのメタン化に必要な設備
 - ③ 排ガス処理設備
 - ④ メタンガス等利用設備（余熱利用設備を含む。）
 - ⑤ 残渣物等処理設備
 - ⑥ 排水処理設備
 - ⑦ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑧ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑨ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑩ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. iの設備を補完する設備の範囲は、(イ)のiiに準ずるものであること。
- iii. 高効率原燃料回収施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、①から⑨までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びにii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(ト) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ① 管理・計量設備
 - ② 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③ 止水壁その他止水に必要な設備
 - ④ 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥ 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備

- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. iの設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入路、積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②埋立処分に直接必要な設備及び前号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①の搬入路であること。

(ナ) 焼却施設

- i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②燃焼設備・乾燥設備・焼却残渣溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ③燃焼ガス冷却設備
 - ④排ガス処理設備
 - ⑤余熱利用設備
 - ⑥通風設備
 - ⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑧搬出設備
 - ⑨排水処理設備
 - ⑩不燃物処理・資源化設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. iの設備を補完する設備の範囲は、(イ)のiiに準ずるものであること。
- iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①から⑬までの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除いたもの並びにii. ①、②、③、⑤、⑥及び⑦の設備並びにii. ⑨の植樹及び芝張であること。

(ニ) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. iの補完施設

ウ. 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。

- (ア) 浄化槽
- (イ) 変則浄化槽
- (ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (エ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (オ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）－浄化槽設置整備事業のみ適用

i. 改築に係る事業であって、改築に直接必要な次ぎの設備の範囲とする。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

本要領は、平成17年度予算にかかる交付金事業から適用する。